

次第 1 諮問書

諮問第 2 号

令和 4 年 7 月 1 日

和泉市個人情報保護審査会
会長 森口 佳樹 様

和泉市長 辻 宏康

大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る大阪府への 個人情報の提供について（諮問）

大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る大阪府への個人情報の提供について、和泉市個人情報保護条例（平成 11 年和泉市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 大阪府子ども教育・生活支援事業について

令和 4 年 4 月 28 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」において、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施することを目的に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」臨時交付金を活用するよう示されています。

大阪府においては、コロナ禍における影響が広く府民に及んでいる中で、特に子育て世帯に、文房具や書籍、おむつ、生理用品等、子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況があることから、大阪府内在住の全ての子どもを対象に、ギフトカードの交付を行うべく臨時交付金を活用し「大阪府子ども教育・生活支援事業」（参考資料 1）を実施することとしています。

2 情報提供の必要性

大阪府子ども教育・生活支援事業の実施においては、住民基本台帳等を元に支給対象者を特定することとなっておりますが、大阪府が提示している事業スキーム（参考資料 2）によると、実施主体である大阪府に対し、府内市町村の住民基本台帳に登録されている対象者の必要情報を抽出し、提供する必要があります。

3 諮問理由

大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に際して、大阪府内在住の全ての子どもを対象者としていることから、対象者を抽出するに当たり、大阪府内の市町村の住民基本台帳の情報を利用する必要があるとともに、基準日を設定の上、実施主体である大阪府が対象者の情報を集約することで、府内転居による交付重複の回避等も含め、適切にギフトカードの交付を行うことが可能となります。そのためには本市の取り扱う個人情報を大阪府に外部提供する必要があります。

以上のことから、和泉市個人情報保護条例第9条第1項第6号に基づき諮問するものです。

4 提供する個人情報

- (1) 令和4年6月30日（基準日）において和泉市の住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者の氏名（漢字、かな、外国籍の方については通称名、外国語表記氏名）、生年月日、住所、世帯主氏名（漢字、かな、外国籍の方については通称名、外国語表記氏名）、特記事項
- (2) 令和5年2月28日までに和泉市において出生届が提出された者の氏名（漢字、かな、外国籍の方については通称名、外国語表記氏名）、生年月日、住所、世帯主氏名（漢字、かな、外国籍の方については通称名、外国語表記氏名）、特記事項

5 利用の範囲について

大阪府は対象者へのギフトカード交付に係る業務にのみ利用します。

6 個人情報の保護措置

個人情報を大阪府に提供するに当たり、大阪府において、保管場所及び保管責任者を定め、当該情報を目的外に利用しない等、適正な管理を行うとともに、業務終了後は直ちに廃棄することを求める文書を発出します。

なお、情報提供の際にはCSVデータを暗号化圧縮し、DVD又はCD-Rにて受渡しを行います。また、当該CSVデータに関する文字情報ファイル（EUDCファイル等）についてもDVD又はCD-Rにて受渡しを行います（参考資料3）。

7 今後のスケジュール

時期（予定）	事項
R 4. 7月初旬	住民基本台帳より、基準日における対象者に関する必要情報を抽出し、大阪府に情報提供する。
R 4. 7月下旬	大阪府から対象者に対してギフトカード等の配布。
R 4. 8月～ R 5. 2月下旬	基準日以降の出生データ（出生届による住民基本台帳新規登録）より必要情報を抽出、8月末、11月末、2月末の計3回大阪府に情報提供する。

8 添付資料

- 参考資料1 大阪府子ども教育・生活支援事業におけるギフトカード等の交付に関する実施要綱
- 参考資料2 大阪府子ども教育・生活支援事業スキーム図
- 参考資料3 大阪府子ども教育・生活支援事業に係るギフトカード等発送業務委託仕様書（案）

(6月13日時点)

※取扱注意※

参考資料1

大阪府子ども教育・生活支援事業におけるギフトカード等の交付に関する実施要綱

(目的)

第1条 原油等の原材料価格等の高騰の影響が広く府民に及んでいる中、子育て世帯に、文房具や書籍、おむつ、生理用品など、子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況において、大阪のすべての子どもたち（以下「対象者」という。）に対するギフトカード等の交付に関する事項その他基本的事項を規定することにより、ギフトカード等に係る事務の執行の適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する対象者に対し、ギフトカード等を交付するものとする。

- 1 令和4年6月30日（以下「基準日」という。）時点で、大阪府内の市町村の住民基本台帳に登録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者
- 2 令和5年2月28日までに、大阪府内の市町村に出生届が提出された者

(ギフトカード等の交付)

第3条 知事は、前条に定める者について、市町村から提供された住民基本台帳の情報に基づき、ギフトカード等を交付するものとする。

(ギフトカード等の返還)

第4条 知事は、ギフトカード等の交付を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- 3 不正にギフトカード等の交付を受けたことが判明したとき。

(不当利得の返還)

第5条 知事は、ギフトカード等の配付後であって、ギフトカード等の使用期間までに当該配付された者が対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次の各号に掲げる対応を行うものとする。

- 1 返還対象者にギフトカード等を配付した後であって、かつ、ギフトカード等を使用する前にあっては、返還対象者にギフトカード等の返還を求めるものとする。

- 2 返還対象者がギフトカード等を使用した後にあっては、当該ギフトカード等を使用した額の返還を求めるとともに、返還対象者がギフトカード等を所持しているときは、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第6条 対象者は、第四条の規定により、ギフトカード等の返還を命ぜられたときは、ギフトカード等の返還のほか、加算金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならない加算金の額は、対象者がギフトカード等を受領した日から納付した日までの日数に応じ、当該ギフトカード等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象者の納付した金額が返還を命ぜられたギフトカード等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられたギフトカード等の額に充てられたものとする。

3 対象者は、ギフトカード等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。

4 第一項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ギフトカード等の交付に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

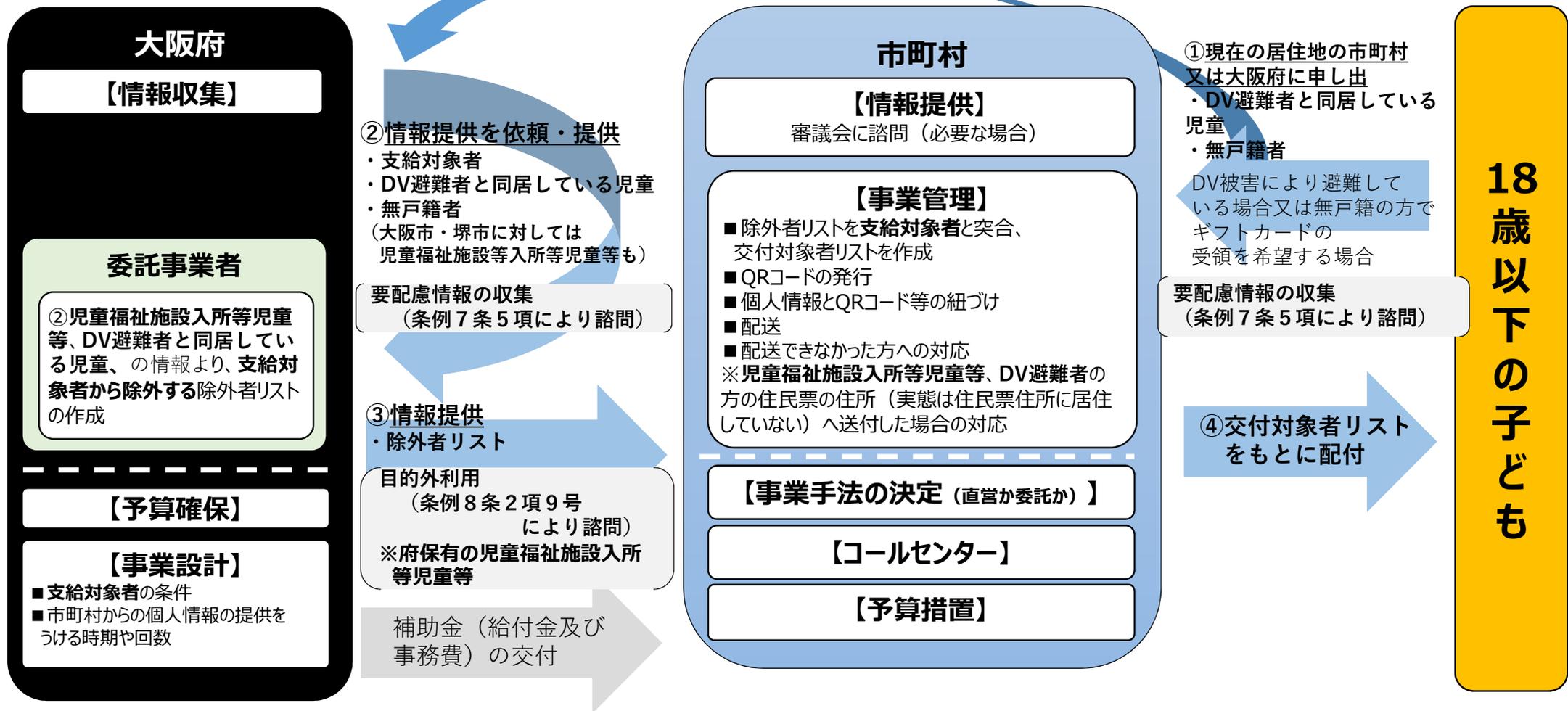
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

18歳以下の子どもへのギフトカード等の配付について 案①：市町村補助実施型

府が事業費を市町村に補助のうえ、市町村で事業を実施する。

<事業のフロー>

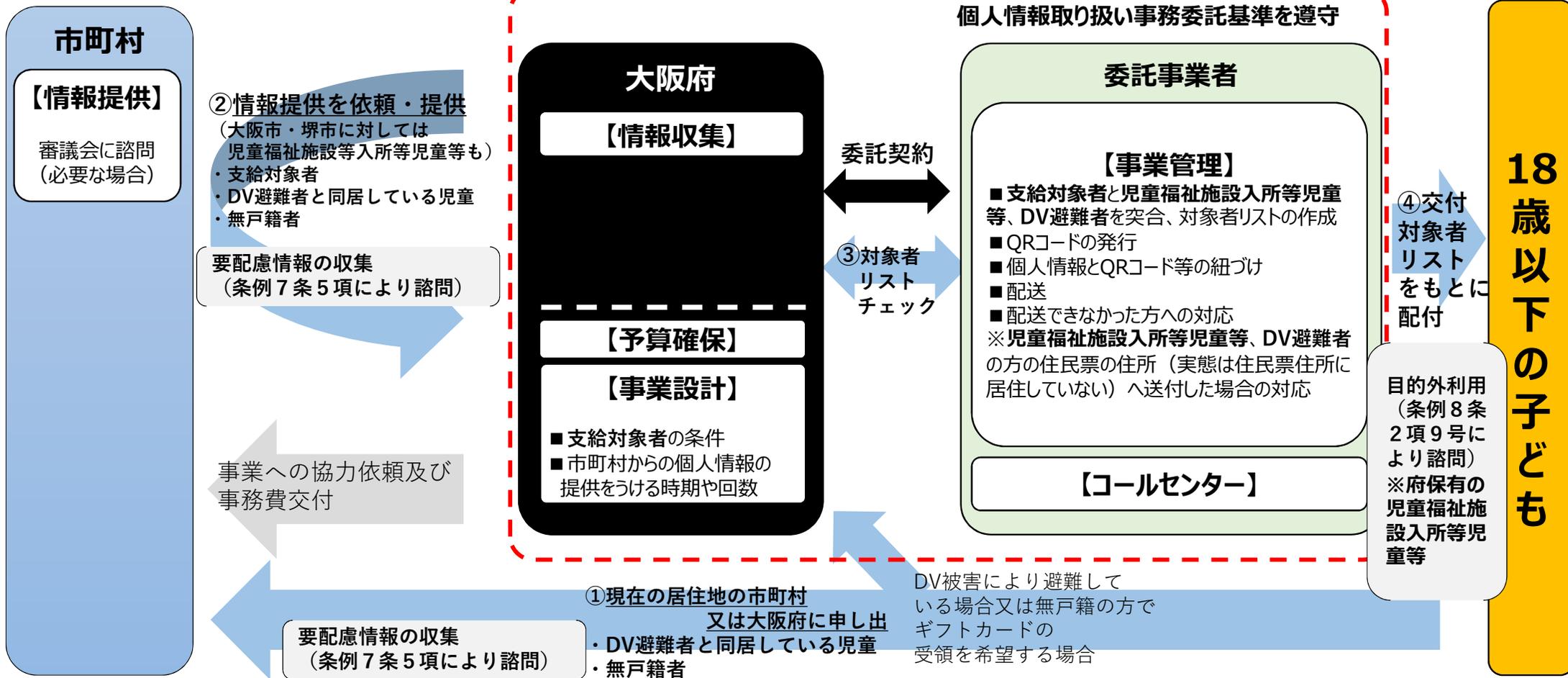


18歳以下の子ども

18歳以下の子どもへのギフトカード等の配付について 案②：府実施主体型

市町村が個人情報情報を府に提供、府が実施主体として配付する。

<事業のフロー>



(6月13日時点)

※取扱注意※

参考資料3

仕様書(案)

1 業務名称

- ・大阪府子ども教育・生活支援事業(仮称)に係るギフトカード等発送業務(単価契約)

2 業務の基本的要件

- (1) 履行期間は、「令和4年6月〇日から令和5年3月31日まで」とする。
- (2) 履行場所は、「大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課の指定する場所」とする。

3 業務の概要

- (1) 本業務は、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課と「大阪府子ども教育・生活支援事業(仮称)」に係る報償物品(単価契約)を受注した業者から納品されるギフトカード及びデジタルギフトを、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課から指示のあった、令和4年6月30日時点で、大阪府内の市町村の住民基本台帳に登録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者及び令和5年2月28日までに、大阪府内の市町村に出生届が提出された者(以下:対象者)へ送付する。
- (2) 対象となるものは、次表のとおりである。

NO.	送付対象	概要	納品者
①	ギフトカード	対象者へ指定金額分のギフトカード送付	報償物品の購入契約の受注者
②	デジタルギフト	対象者へ指定金額分の電子マネーQRコード付きの台紙を送付	報償物品の購入契約の受注者
③	送付用封筒	対象者へ送付用封筒を作成し、①、②を封かんする	ギフトカード等発送業務の受注者が作成

4 予定件数

約130万件

5 基準日

令和4年6月30日(月)

6 スケジュール

初回発送日 令和4年〇月〇日()以降、随時発送。

7 送付用封筒

送付用封筒の仕様については、(別紙1)「送付用封筒の仕様」のとおり。

8 対象者データの受け渡し

(別紙2)「大阪府子ども教育・生活支援事業(仮称)対象者リスト」のCSVデータを暗号化圧縮し、圧縮はファイルとパスワードをそれぞれDVDもしくはCD-Rにて受け渡しを行う。また、当該CSVデータに関する文字情報ファイル(EUDCファイル等)についても併せてDVDもしくはCD-Rにて受け渡しを行う。

なお、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号)その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、契約書の別記「特記仕様書」に掲げる事項を遵守しなければならない。

9 封入封かん業務

- (1) 封入封かんの処理は、(別紙3)「大阪府子ども教育・生活支援事業(仮称)配付リスト」により、封入封かん数及び進捗状況の管理を行う。
- (2) 封入封かん作業については誤封入を防ぐため、必要な工夫を講じること。

10 封入封かん成果物の発送

- (1) 郵便物の発送方法は、簡易書留もしくは特定郵便を利用すること
- (2) あて所不明等で返送があった場合は、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課に連絡・調整の上、再発送を行う。

11 業務完了報告等

- (1) 封入封かん成果物の発送後5営業日以内に、(別紙3)「大阪府子ども教育・生活支援事業(仮称)配付リスト」により報告すること。
- (2) 契約期間満了後5営業日以内に「業務完了報告書」(受注者が作成したもの)を提出すること。

12 その他

- (1) スケジュールは予定であり、変更があった場合には、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課が別途指示する。
- (2) 受注者は業務遂行中に事故等が発生した場合、速やかに大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課へ連絡し、その指示に従って再処理を行うこと。大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課と受注者がいつでも協議できるよう受注者の緊急連絡先電話番号を大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課へ伝えること。
なお、事故等の対策が完了した後、速やかに大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課へ書面により顛末の報告を行うこと。
また、事故等を起こさないよう、保管、管理業務等の遂行には充分留意すること。
- (3) 受注者は業務の履行上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。履行期間終了後であっても同様である。
- (4) この仕様書に記載のない事項は、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課と受注者とが協議のうえ定めること。